

令和7年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業公募要領

第1 趣旨

本県農業を持続可能な産業として発展させるためには、生産性の向上を図りつつ、生産活動に伴う環境負荷をできる限り軽減し、農業の多面的機能を生かした取組を進めていくことが必要となっています。

そこで、土づくり等を基本に、化学合成された農薬や肥料の使用の削減に取り組む農業者及び団体に対し、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の削減につながる技術の導入（バイオ炭施用）を推進します。

本事業の応募方法及び事業内容については、この公募要領のほか、下記1の（1）～（4）の資料を参照いただき、必要な応募書類を2の公募期間内に御提出願います。

1 資料

- （1）CO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」）
- （2）CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領（以下「実施要領」）
- （3）CO₂ゼロエミッション技術支援事業の運用について
- （4）CO₂ゼロエミッション技術支援事業Q&A

2 公募期間：

令和7年4月21日（月）から令和7年5月30日（金）午後5時まで

第2 事業内容等

1 事業実施主体

別表1に掲げる農業者（団体又は産地を含む）であって、次の要件を満たす者

- （1）「みどりの食料システム法^{*1}」第2条第4項第3号に基づく事業活動（バイオ炭施用）に関し、同法に拠る知事の認定を受けた、又は事業完了時までに認定を受けることが見込まれること
- （2）バイオ炭施用面積が1ha以上であること

別表1 農業者の要件

事業実施主体の要件は、次のいずれかとする。

- （1）持続農業法に基づく県導入指針で定める技術導入計画の認定を受けた農業者（「エコファーマー」）
- （2）「ちばエコ農業」推進要綱に基づき栽培計画書の登録を受けている、又は事業完了時までに登録が見込まれる農業者、団体又は産地
- （3）日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の登録認定機関により、有機農産物の日本農林規格に適合した有機農産物の生産を行う者として認定された農業者（以下、「有機JAS認定者」という。）又は事業完了時までに「有機JAS認定者」になることが見込まれる農業者又は団体

(4)「みどりの食料システム法」第2条第4項第1号に基づく事業活動に関し、同法に拠る知事の認定を受けた、又は事業完了時までに認定を受けることが見込まれる農業者又は団体

- 2 補助金額 定額 3,000 円/10a 以内
- 3 事業内容 バイオ炭の施用に係る経費に対して補助を行います。

第3 応募書類及び提出等

1 応募書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 事業実施計画書（実施要領別記様式第1号及び別記様式第2号）
- (2) 添付資料
 - (ア) 事業実施主体規約または規程（個人を除く）
 - (イ) 誓約書（実施要領別記第5号様式）
 - (ウ) 事業実施主体役員名簿（実施要領別記第6号様式）
 - (エ) エコファーマー認定通知書、「ちばエコ農業」栽培計画書及び栽培計画登録通知、有機JAS認定書、みどり認定証書等（いずれも認定取得済の場合）
 - (オ) （自家製炭の場合）自家製バイオ炭調達計画（実施要領別紙3）
 - (カ) 振込先口座情報
 - (キ) その他、県が必要と認める書類

2 応募書類の提出方法等

(1) 提出方法

第7に記載する書類提出先（県農業事務所企画振興課）に電子メール、郵送、持参にて提出願います。なお、事業実施地域が複数の市町村にまたがる場合、事業実施地域の面積が最も大きい市町村を管轄する農業事務所に提出願います。

(2) 提出締切（郵送の場合も同日必着）

令和7年5月30日（金）午後5時まで

(3) 提出に当たっての留意事項

- ア 応募書類を提出する際には、添付資料が揃っているか、必ず確認願います。
- イ 応募書類の返却は行いません。
- ウ 提出された応募書類については、本事業にのみ利用し、千葉県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

第4 事業実施計画の承認

知事は、提出された応募書類の内容を審査し、その事業実施計画を承認または承認しない旨を通知します。

第5 補助金の交付に必要な手続

知事から事業実施計画を承認した旨の通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に定める交付申請書（第1号様式）を、添付書類を揃えた上で県農業事務所企画振興課に提出してください。

その後、知事から発出される交付決定通知の通知日以降に、事業を開始することができます。

県からの補助金の支払時期は、事業完了後となります。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- 1 事業実施主体は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月10日のいずれか早い期日までに、交付要綱第7条に定める実績報告書（第4号様式）を作成し、添付資料を揃えた上で県農業事務所企画振興課に提出してください。
- 2 知事は、提出された実績報告書を審査の上、補助金額の確定通知を発出します。
- 3 補助金額の確定通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第8条に定める交付請求書（第5号様式）を作成し、県農業事務所企画振興課に提出してください。
- 4 提出された交付請求書を基に、県から事業実施主体へ補助金を支払います。

第6 問合せ先

お問合せについては、環境農業推進課みどり・耕畜連携推進室宛てに御連絡いただきますようお願いいたします。

千葉県農林水産部環境農業推進課みどり・耕畜連携推進室

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎 17 階

TEL：043(223)2773 FAX：043(201)2623

MAIL：chibaeco@mz.pref.chiba.lg.jp

第7 書類提出先

応募書類の提出先は、下記の県農業事務所企画振興課です。

事務所	管轄地区	住 所	電話番号・メールアドレス
千 葉	千葉市・習志野市・市原市・八千代市	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 473-2	043(300)1985 chibakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp

東葛飾	市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市	〒277-0861 柏市高田 990-1	04(7143)4121 hkn-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
印 旛	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町	〒285-0026 佐倉市鐺木仲田町 8-1	043(483)1129 inbakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
香 取	香取市・神崎町・多古町・東庄町	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11	0478(52)9192 katoriacks@mz.pref.chiba.lg.jp
海 匝	銚子市・旭市・匝瑺市	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	0479(62)0156 kaitiiki@mz.pref.chiba.lg.jp
山 武	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	0475(54)1122 san-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
長 生	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	0475(22)1751 chouseiafc02@mz.pref.chiba.lg.jp
夷 隅	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町	〒298-0212 大多喜町猿稻 472-2	0470(82)4956 isuminou@mz.pref.chiba.lg.jp
安 房	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470(22)7131 awa-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
君 津	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	0438(25)0107 kiminou-k@mz.pref.chiba.lg.jp